

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社ファインシンター

【英訳名】 FINE SINTER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 洋一

【本店の所在の場所】 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11

【電話番号】 0568-88-4355（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 児玉 将芳

【最寄りの連絡場所】 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11

【電話番号】 0568-88-4355（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 児玉 将芳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 10円 総額 220,155,910円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

イ「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の継続的な招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（社外取締役の責任限定契約）および第37条（社外監査役の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

ロ 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう規定を新設するものであります。

ハ 上記条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

井上洋一氏、佐竹茂氏、鈴木哲彦氏、杉山雅則氏、大前伸夫氏、高橋榮二氏、洞口健也氏、中森広造氏、柴田和彦氏、伊藤雅之氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

篠原幸弘氏を選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

第66期末時点の取締役9名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対して、第66期の業績等を勘案して、取締役賞与として22,317千円（うち社外取締役分150千円）、監査役賞与として3,601千円、総額25,918千円を支給するものであります。

第6号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任されます常務取締役米川佳人氏、取締役滝村圭右氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	16,793	45	0	(注)1	可決 99.73
第2号議案 定款一部変更の件	16,799	39	0	(注)2	可決 99.77
第3号議案 取締役10名選任の件					
井上洋一	16,758	80	0	(注)1	可決 99.53
佐竹茂	16,758	80	0		可決 99.53
鈴木哲彦	16,759	79	0		可決 99.53
杉山雅則	16,751	87	0		可決 99.48
大前伸夫	16,766	72	0		可決 99.57
高橋榮二	16,760	78	0		可決 99.54
洞口健也	16,759	79	0		可決 99.53
中森広造	16,757	81	0		可決 99.52
柴田和彦	16,759	79	0		可決 99.53
伊藤雅之	16,757	81	0		可決 99.52
第4号議案 監査役1名選任の件					
篠原幸弘	16,636	202	0	(注)1	可決 98.80
第5号議案 役員賞与支給の件	16,753	85	0	(注)1	可決 99.50
第6号議案 退任取締役に対し 慰労金贈呈の件	16,617	221	0	(注)1	可決 98.69

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。